

## 第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

日 時 : 平成27年6月16日(火曜日) 13:30~15:15

会 場 : 大阪市役所 地下1階第3共通会議室

出席者 : 《委員》

折出委員、春日井委員、草地委員、徳田委員、野口委員、藤木委員  
(五十音順)

《大阪市》

(人事室)

黒住室長、坂本次長、大田連絡調整担当課長、樋口組織担当課長代理

議 題 : (1) 委員長の選任、運営要綱等の策定について

(2) 調査審議の手法・計画について

### 〈議 事 録〉

#### ○ 事務局(大田)

ただいまより「第1回児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」を始めさせていただきます。

本日、委員長が選任されるまでの間、司会進行をさせていただきます人事室連絡調整担当課長の大田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、あらためて、この第三者委員会について説明をさせていただきます。お手元にお配りしております「資料3」をご覧ください。

まず、この第三者委員会の位置付けですが、本市の「執行機関の附属機関に関する条例」に基づく市長及び教育委員会の附属機関となっています。

次に、設置趣旨についてですが、本委員会は、平成24年の大阪市立桜宮高校での事案を踏まえ、児童や生徒、幼児が生命を失う、又は大けがをする事態に至った場合など、心身に重大な影響を及ぼした事案に関し、外部組織である第三者委員会にその事実関係の調査やその結果に基づく意見具申を行っていただくことができるよう、平成25年3月に条例改正を行い、設置できることとなったものでございます。

また、今回の委員会は、いじめ防止対策推進法に基づくものではなく、市長が独自の調査を行う必要があると判断したため、開催されることとなったものです。

本日は、委員長の選任をいただいた後、運営要綱・傍聴要領といった、委員会の運営上、必要となるルールを策定いただく必要がございます。その後、具体的に、今回の調査審議

事案につきまして、調査手法と計画をご議論いただきたいと思いますと考えております。

調査手法を検討するにあたりましては、事案の当事者の個人情報等を取り扱うこととなります。「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、本委員会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議においても、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

どの時点から非公開とするかの判断は委員のみなさまに委ねますが、本日、傍聴にお越しの皆さまにおかれましては、途中でご退出いただくこととなりますことを、あらかじめご了承ください。

それでは、委員の皆様のお名前と略歴をご紹介します。

「折出健二委員」。折出委員は、現在、人間環境大学の特任教授として教鞭をとられています。平成25年度までは、愛知教育大学教授の職に就かれており、愛知県西尾市での「中学生いじめ自殺事件」の現地調査をもとに、教育界への改善提言を行うなど、いじめ、生活指導に関する研究分野での豊富な知識、経験をお持ちです。

「春日井敏之委員」。春日井委員は、現在、立命館大学文学部の教授として、臨床教育学の研究分野で活躍されています。また、「登校拒否・不登校問題全国連絡会」の世話人を務められるなど、不登校への支援にも取り組んでおられます。

「草地邦晴委員」。草地委員は、現在、京都弁護士会に所属されており、これまでに、日弁連の子どもの権利委員を務められるなど、子どもの権利問題に精通されています。また、少年事件のご経験も豊富にお持ちでいらっしゃいます。

「徳田仁子委員」。徳田委員は、現在、京都光華女子大学教授として臨床心理学の研究分野で活躍されています。また、臨床心理士として、スクールカウンセラーの実務経験を豊富にお持ちで、いじめに関する学校現場の実情にも精通されています。

「野口善國委員」。野口委員は、弁護士として子どもの権利、特に少年非行の問題に長年取り組んでおられ、現在は、兵庫県弁護士会子どもの権利委員を務めておられます。また、これまで数多くの少年事件を担当された経験もお持ちでいらっしゃいます。

「藤木秀行委員」。藤木委員は、現在、奈良県弁護士会に所属されており、これまで、千葉県、奈良県の2つの弁護士会で子どもの権利委員を務められた経験をお持ちです。また、多くの少年事件を担当された経験もお持ちでいらっしゃいます。

それでは、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、前の方をお願いいたします。

〔委嘱状手交〕

○ 事務局（大田）

ありがとうございました。それでは、開催にあたりまして、人事室長の黒住より、一言ごあいさつ申し上げます。

○ 黒住人事室長

ただいまご紹介にあずかりました人事室長の黒住でございます。第1回の第三者委員会会議の開催にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しいところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。今般、大阪市では、いじめ事案を調査する第三者委員会を初めて立ち上げることとなりました。手探りでのスタートではございますが、経験豊富な皆さまに委員就任を快諾いただき、大変心強く思っております。重ねて厚くお礼を申し上げます。

いじめの問題は、社会全体の大きな課題であり、ご存じのとおり、学校でのいじめ防止対策は、法律でも地方公共団体の責務とされています。市としてこの課題に真摯に向き合い、教育行政に対する市民の信頼を確保するためにも、公正・中立な第三者の立場であるこの委員会が果たす役割は大変重大であると考えております。事務局を務めます人事室の職員も、できる限りのサポートをさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

委員の皆様方の専門的な見地からのご意見を賜りまして、今回ご審議いただく事案の当事者の抱える様々な問題を早期に解決し、ひいては、本市の教育行政の質の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

○ 事務局（大田）

ありがとうございました。それでは、議事に移ってまいります。議事の基本ルールにつきましては、大阪市の条例及び規則に定められておりますので、事務局から条例・規則の説明をさせていただきます。お手元に配布しております資料4「執行機関の附属機関に関する条例」及び資料5「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」をご覧ください。

先ほども少しご説明いたしましたが、この第三者委員会は「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置されています。「資料4」の3ページ上段に太字で記載しておりますが、この委員会は、市長と教育委員会の共同設置の附属機関であり、名称は「児童等がそ

の生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」、担当事務は「児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務」とされています。

次に、規則につきましてご説明いたします。「資料5」をご覧ください。

第1条では、この規則において、委員会の組織及び運営並びに調査審議に関し必要な事項を定めることを規定しています。

第2条では、委員の定数等について規定しています。この委員会は、常設の委員会として設置されているため、一時期に複数の事案を調査審議することも想定されるところですが、個別事案の調査審議にあたっては、事案ごとに、その当事者と協議しながら最適な委員を選任することが必要と考えております。今回の事案につきましては、本日お集まりいただきました6名の委員の方に調査審議いただくこととなりますが、調査審議中に新たな事案の調査審議を行う必要が生じた場合の対応を可能とするため、委員の定数を15名以内としています。

第3条では、委員の任期を2年とし、委員は再任されることができると等を規定しています。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、委員につきましては、個別の事案ごとに、その当事者と協議しながら選任する必要があると考えておりますので、担当事案の調査審議が終了した場合には、その時点で解職の手続きをとらせていただきます。

第4条では、委員長は委員の互選により決定することや、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することを規定しています。

第5条では、必要な場合には、委員会に専門委員を置くことができることを規定しています。

第6条では、委員会に部会を置くことができることを規定しています。なお、部会につきましては、一時期に複数の事案を調査審議する必要がある場合等に設置し、各部会は、事案ごとに選任された委員で構成することを想定しております。

第7条では、調査の公正性を確保するため、委員が利害関係者となった場合等には除斥されることを規定しています。

第8条では、会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席が必要であること、出席委員の過半数で議事を決すること等を規定しています。

第9条では、必要な場合には、関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができることを規定しています。

第10条では、第8条及び第9条の規定を部会の議事についても準用すること、及び部会の議事が決された場合は、その決議をもって委員会の決議とすることができることを規定しています。

第11条では、委員会は、調査審議を終えた場合には、市長又は教育委員会に対して、是正や再発防止のために必要な措置等に関する意見具申を行うこと、及びその意見の公表に

ついて規定しています。

最後に、第12条では、委員会の庶務は市長と教育委員会が協議して定めた機関において処理することを、第13条では、規則の施行に関して必要な事項は委員長が定めることを規定しています。なお、今回の事案に関しては、第12条の協議により、人事室が庶務を担当することとなっております。

条例・規則の説明は以上でございます。何かご質問等がございますでしょうか。

ないようですので、それでは、第三者委員会規則の規定により、委員の互選により、委員長を選任いただきます。立候補又はご推薦がございますでしょうか。

○ 野口委員

私は、折出先生は、いろいろ経歴も確かで、もちろん皆さん見識のある方々ですけど、ふさわしいと思いますので、委員長にと思います。副委員長は私がさせていただこうと思います。

○ 事務局（大田）

推薦ございましたけども、ご意向はいかがでしょうか。

○ 折出委員

突然のご推薦でびっくりしていますけれども、皆さまがご同意いただき、私が進行を務めさせていただくこととなれば、お受けさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○ 折出委員

それでは、お受けいたします。

○ 事務局（大田）

ありがとうございます。異議なしとのことですので、委員長は折出委員にお願いいたします。では、恐れ入りますが、委員長から一言お願いいたします。

○ 折出委員長

いじめの問題というのは、被害に遭った子どもたちの苦しみを如何に早期に解決していくかということと同時に、加害とされる子ども側にも、いろいろな社会的な要因を背景として、そういった行為に至った一つの構図があるわけで、そうしたことをどこまでこの委員会が究明できるかは限界があるかもしれませんが、先ほど事務局から説明がありました

とおりに、この委員会に与えられたミッションを6名の委員がきっちりと果たしていく、その役割の進行役ということになりましょうけども、委員長としての職務を務めてまいりたいと思います。私を除いて5名の専門の優れた方がおられますので、一定の期間を経て、きちっと問題の解明がされることを期待して、これから進めてまいりたいと思いますので、委員の方々、関係します事務局の方々、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局（大田）

ありがとうございました。

それでは、具体的な審議を始めます前に、あらためて諮問書を交付いたします。折出委員長、前の方をお願いいたします。

〔諮問書手交〕

○ 事務局（大田）

ありがとうございました。

では、第三者委員会規則第4条第2項の定めにより、委員長が会議を総理することとなっておりますので、これからの司会進行は、折出委員長をお願いいたします。

なお、この後、委員長代理を決定していただくこととなりますが、委員長代理が来ましましたら、委員長と委員長代理が真ん中になるよう、席替えをしていただいて、その後の審議を進めていただきますようお願いいたします。

○ 野口委員

委員長代理というのはどういう意味ですか。副委員長ということですか。

○ 事務局（大田）

規則上、そういう名称となっております。

○ 折出委員長

形式上、指名という形をとりますが、野口委員の方から、やっても良いと声がございましたので、是非、お願いしたいと思います。野口委員よろしくをお願いいたします。

〔席替え〕

○ 折出委員長

それでは改めて、第1回の委員会としてスタートしてまいります。当委員会の調査範囲に関しましては、先ほど市の方からご説明があり、明らかになりました。運営要綱につい

て、事務局で用意されておられますか。

○ 野口委員長代理

運営要綱なんですが、今日渡されたばかりで、十分目を通しておりません。私としては、今日すぐここで決めるというのは難しいかと思うので、次回期日に公開の場で議論して決めたらどうかと思います。

○ 折出委員長

野口委員からのご意見ですけども、他の委員の方は。

○ 野口委員長代理

事前に頂いていればよかったのですが、ほとんど見れていません。

○ 折出委員長

委員会の要綱ですが、次回でも大丈夫ですか。

○ 野口委員長代理

いたし方ないですね。準備が遅れているのであれば。一番重要なことなので、十分意見を承って決めた方がいいでしょう。

○ 春日井委員

今回の後半の運営に支障がないのであれば、次回にあらためて決めるということでもいいと思います。

○ 折出委員長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○ 藤木委員

異議はありません。

○ 折出委員長

それでは、特段、今日の1回目の委員会の後半の進行上は問題ないでしょうか。

確かに、野口委員長代理がおっしゃったとおり、資料の6に案として用意していただきました第三者委員会の運営要綱は、今後審議する上で、何か議論が起こってきたときに、重要なものになります。この運営要綱に則しながら、会議を前に進めていくことになりま

では、あらためて委員長として確認いたします。この運営要綱案に関しましては、第2回の当委員会におきまして、委員の審議によって確定させていただきますので、事務局におかれましては、その段取りでご説明、ご用意をお願いします。よろしいでしょうか。

○ 事務局（大田）

本日は、ご説明はよろしいでしょうか。

○ 野口委員長代理

特にわかりにくいところがあれば教えてください。

○ 折出委員長

ポイントといえば全部になるかもしれませんが。

○ 事務局（大田）

第2条の調査の範囲として、調査事案に係る事実関係の調査、調査事案に係る学校及び教育委員会の対応の適否、前2号の調査審議の結果に基づく必要な措置とさせていただいております。この内容でよろしいのか、という部分があります。

また、第4条の会議の公開・非公開、その後の議事録の作成もご議論いただきたい部分です。

○ 折出委員長

委員長代理のことはここには書いていませんが、大丈夫ですか。

○ 事務局（大田）

資料5の規則の方に書いてあります。

○ 折出委員長

それでは、運営要綱については、そのように致します。そして、次に、傍聴要領の策定についても検討を要するのですが、これは資料の7ですね。

○ 折出委員長

傍聴要領は、これまでの審議会における一般的な手法としています。

○ 野口委員長代理

私はこんなものかと思えますけれども。

- 折出委員長  
傍聴要領も市民の方にとっては大事な案件なので、一通り事務局から説明してください。
  
- 事務局（大田）  
お手元に配布しております資料7をご覧ください。本委員会におきましては、個人情報を取り扱う場合等を除き、公開することを先ほどの運営要綱案の方に書かせていただいているんですけども、この要領につきましては、一定のルールの下で市民の皆様に傍聴していただくというものでございます。第1項において傍聴にあたっての手続き、第2項において傍聴者の順守事項、第3項において会議の秩序維持、といった一般的なことを規定することとしております。本市の審議会におきましては、おおむね同様の要領を定めております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。
  
- 春日井委員  
定員になり次第というのとは。
  
- 事務局（樋口）  
今日の場合ですと20名です。
  
- 事務局（大田）  
部屋にもよります。
  
- 事務局（樋口）  
会議の開催にあたって、市民の方にお知らせをいたします。
  
- 春日井委員  
わかりました。
  
- 折出委員長  
これも今日をはじめていただいたので、委員でお目通しいただいて。
  
- 春日井委員  
一般的な内容とのことですので、これで結構だと思います。
  
- 折出委員長  
それでは特段修正の意見も出ておりませんので、用意された資料の（案）を取りまして、これを以後の当委員会における傍聴要領として採択しますので、よろしく願いいたします。

す。

それでは審議に入ります。

○ 野口委員長代理

具体的な審理というより、基本的な委員会の調査の目的、方針は、具体的なことに入る前に考えておくべきだと思うんですが、私どもは漠然とは事案は聞いているんですが、私以外の委員の方で、ある程度、事案の説明を聞かないと議論ができないということであれば、先にそれをお聞きしようと思いますし、それがなくても、基本的な目標とか、基本的な調査の手法ですとかを議論できるのであれば、そこから先に議論した方がいいと思います。

○ 折出委員長

いかがでしょうか。資料の8にあります運営指針の話になりますか。われわれ第三者委員会が直面しているケースの概要をまず聞いてから、ということですが、委員の方はいかがですか。

○ 野口委員長代理

だいたい大まかな資料はいただいているので、理解しているつもりです。

○ 春日井委員

大まかにはお伺いしていますが、なかなか微妙なところはじっくりお伺いしないとわからないところがあります。資料8は一般的な審議会の運営に関する指針なので、今回の第三者委員会のところにそのまま当てはまるかは、細かな検討が不足していると思います。これはこれでよしとしつつ、本委員会の具体的な指針については、内容を一定共有したうえで、議論する方が妥当だと思います。

○ 折出委員長

特にご異議なければ、本件の概要の説明をしていただくということによろしいですか。

○ 野口委員長代理

今日の進行なんですが、どれくらいの時間がかかるかわかりませんが。

○ 事務局（大田）

説明はそれほどかからないです。

○ 野口委員長代理

20～30 分程度ですよね。

○ 事務局（大田）

はい。

○ 野口委員長代理

ですから、具体的な事案については、固有名詞が出てきたり、それが推測されるものが出てくるので、公開はできないと思いますが、それに基づいて、基本的に何をこの委員会が目指すのか、どういう調査の手法を採っていくのかというのは大事なことなので、公開で議論すべきだと思います。一旦、30 分ほど傍聴の方には退出いただいて、事案を聴いたうえで、その後、公開の会議を再開して、この委員会は何を目指すのか、調査の基本方針を採るのか、議論した方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 事務局（大田）

事案の概要は非公開、その後は公開でよろしいですか。

○ 野口委員長代理

一旦出ていただいて、その後、もう一度入っていただくという形でどうですか。

○ 折出委員長

野口委員からのご提案ですが、その方向でいかがですか。

確認しますが、概要には固有名詞も出てきますので、今から 30 分は非公開として、本件の事案の概要の説明。その後、それを受けて、公開に切り替えて、今後の調査目的や方針をどのようにして当委員会が動いていくかについて、オープンの中で議論するということ

○ 野口委員長代理

あと、日程を決めないといけないと思います。

○ 折出委員長

それを最後にやって、今日は第 1 回目としては終わることになるということです。

○ 各委員

異議ありません。

○ 折出委員長

それでは、そのように致します。

○ 事務局（大田）

それでは、申し訳ございませんが、非公開といたします。公開となりましたらお声をさせていただきます。

〔傍聴者退出〕

**【非公開】**

**事務局より事案の概要説明**

○ 折出委員長

傍聴の方には、お時間いただきまして申し訳ございませんでした。

それでは、あらためて公開で行います。

論議のポイントとしましては、本件の内容を踏まえつつ、今後、どのような目的のもとに、基本的にどういう調査の観点で第三者委員会を進めていくかです。委員のご意見をお願いします。

○ 野口委員長代理

私は、とにかく学校で何があったのかということ、これが基本だと思っています。「何があったか」の中には、例えば、生徒の動きとか、生徒がされたこともあります。そこには、学校、教育委員会のことも入ります。とにかく、何が起きたのかを明らかにすべきです。

いわゆる責任や因果関係という問題は、明らかにできればいいのですが、それはある意味第二次的なもので、できれば対策まで踏み込めればいいのですが、場合によってはそこまでいけなくても、何があったのかが明らかにならないといけない。

調査の方向については、直接に委員が調べるべきだと思います。学校や教育委員会で調べてもらうのではなく、直接に調べる。そのやり方は、この6人で、いろんな生徒、先生がいるのを全部調べるのは無理です。助手というは何ですが、委員ではなく、議決にも加わらない調査員が必要だと思います。天津市の事件でもそうですが、何人かの弁護士が調査員となっています。

私は、委員を引き受ける前に、調査員を入れないとできませんよ、と言いましたが、もちろん、他の先生方も忙しいでしょうけども、かなりタイトな中でやっていくので、全部自分でやるという必要はないので、例えば、委員の先生3名と調査員がいれば、要旨を調

査員が書いて、次回までに配るとか、そういうのが必要だと思っけていまして、実は、調査員候補の弁護士4人に承諾をもらっています。もし、お許しいただけるなら、その方にお願ひしようと思っけています。まずは、調査員が必要ではないかというご提案です。

○ 折出委員長

はじめの会議でございますし、それぞれ意見があろうかと思っけていますので、今の野口委員のご発言にかかわっても、かかわらなくても、今後の調査の狙いや、どういふ観点で調査を進めていくべきと考えるかということに絞って、4名の委員のご意見をお聞きたいので、手短にそれぞれお願ひできますか。まずは春日井委員から。

○ 春日井委員

基本的には、この委員会を立ち上げるきっかけとなりました申入書、要望書等の趣旨を真摯に受け止めながら対応する必要があると思っけています。しかしながら、この委員会として公平、中立の立場で、委員会としての独立性を保持しながら対応していく必要があるといふのは基本線だと考えています。

そのうえで、一つは、事実を明らかにしていくということ。先ほどおっしゃられた何が起きたか、どういふ事実経過が蓄積されてきたのか、という点。それは、双方当事者で一致していないことがたくさんある。それはお互いが忘れていふこともありますし、子どもなりに自分を守ろうとしていふこともありますし、なかなか一致しない。その一致しないことを前提にしつつも、どこまで一致できるかを明らかにすれば、その時点で問題は指摘することができると思っけています。そういった一致できる点をより明確にしつつ、その問題をクリアにしていく、というのが一点目です。

二つ目は、指導を実際に行っけていふのは、学校であり、それを支援する形の教育委員会です。学校と教育委員会の指導の経過、その課題、あるいはその到達点や蓄積されてきたものは一体何だったのか、という経過を明らかにする必要があると思っけています。なぜならば、それを明らかにしないと、今後の取組みにつながらないからです。同じような事案を度々起こさないためにもです。

それから三つ目が、そのことと関わって、今回は当事者が、全員ではないかもしれませんが、同じ中学校で学んでいふ。そして日々会っけていふ、顔を合わせながら生活していふという、ここの関係修復をどうしていくのか、ここの継続的な支援や指導をどう意識的に行っけてもらうか。これを併せて、私は、当事者の今後のために必要なことだと思っけています。ここが本事案の特徴的な点であり、ここを落としてはいけないう、今を大事にするといふことです。

最後に四つ目ですが、今後の取組み、それは学校及び教育委員会、地域も含めてですけども、今後の取組みとして、どういふことをこの事案から教訓化し、制度化していくのか、先生方のところに伝えていくのか、教育委員会に伝えていくのか、これをどうシステム化

していくのか、ということも含めて、再発防止につながるような検討をしていく必要がある。

以上、4点と思います。

○ 折出委員長

それでは、徳田委員。

○ 徳田委員

春日井先生から言ってくださったので、あまり付け加えることはないですけれども、この事案の特徴的なところは、地域に波及している、学校だけでなく。そのあたりのことをどう考えるかということも踏まえていきたいと思います。それと、保護者の方々のいろいろな事実を解明したいという意見や要望もお聞きしながらいきたいと思っています。聞き方については、いろいろ専門的なやり方があると思いますから、その都度協議しながら、進めたいと思っています。以上です。

○ 折出委員長

草地委員。

○ 草地委員

私としては、基本的な方向として、事実をきちんと明らかにしておくことに重点を置くというところは異論ございません。ただ、かなり時間がかかっていることもあって、調査をどういう形でやっていくかは、今後、検討していかなければならないと思っています。他の皆さまからもありましたが、現在も、なお同じ学校に行かれているということもありますので、その中で、現状を悪化させるというのはいいわけではないので、どういった調査の方法がのぞましいのか、その点を慎重に考えていく必要があるというふうに思っております。

事実関係の調査にあたっては、調査員の方が必要だと思います。できるだけ委員の方は事実認定の部分に力を注げるように、作業なり整理なりを担当いただける方が必要であろうと考えております。以上です。

○ 折出委員長

続いては、藤木委員。

○ 藤木委員

私も、目的は「学校で何があったのか」、申入書には一覧表が書かれておりますけれども、果たしてこれで足りるのか、何があったのかという事実認定を重要視してやっていくべき

だと考えています。学校、市教委が何をして、何をしなかったのか、これらの事実を解明していくことが最大の責務だと考えています。

私から申し上げたいのは、目的がほぼ一致すると思いますので、調査のあり方なのですが、各地でいじめ事案について調査報告書が出て、不利な認定がされている方が文句を言う事案がかなり多発していると思います。したがって、どのような認定が出るにしても、叩かれることは覚悟したうえで、我々は「この調査報告書を自信を持って出すんだ」と言えるためには、あらゆるものに対して公正中立に、偏ることなく、我々は第三者なので、公正中立に調査していくべきだと考えています。後の批判に耐えるという視点から、公明正大に、公正中立にやっていくべきだと考えています。

○ 折出委員長

ありがとうございました。まとめといたしましても、それぞれ問題意識がありますが、共通には、当然のことではございますが、第三者委員会の活動目的としては、本件の事実関係がどういう経過があり、学校及び関連する教育行政機関において、何がなされたのか、なされなかったのかということも含めて、まずは事実関係を解明する、ということが第一です。

それから、そのためには、委員全員が聞き取り等のすべてに動くというのは、負担が求められるし、今言っていた事実認定の審議、判断に注力すべきであるので、やはり、サポートしていただく、補助になっていただく調査員を依頼するのが必要であるというご意見が共通すると思われます。

ここで確認しますが、調査員への依頼そのものについてはよろしいでしょうか。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

どの事案に対して、どういう方法でというのは、まだこれから当委員会で詰めていくことなので、野口委員のご配慮として候補者を挙げてくださっておりますので、その方々を含めて、今後、人選、属性、所属されているところも確認、再確認して進めていくということでもよろしいでしょうか。

○ 野口委員長代理

次回期日までに、それぞれで「こういう人がいるんだ」というのを出示してもらう形にしますか。

○ 折出委員長

弁護士の方はそれが早いかと思いますが、いわゆる研究者の方はすぐに出るものでもないです。

○ 徳田委員

そうですね。

○ 野口委員長代理

それでは、まず4人だけ出させていただいて、後は必要であれば可能な限りということで行きましょうか。他の例でもだいたい弁護士が調査員になっているようなので。

○ 折出委員長

調査員4名の候補の方についても、属性は弁護士であるということはわかりましたが、お名前ぐらひは私どもが知っておいてもいいでしょうか。今日ではなく次回で。

○ 野口委員長代理

今日でも構いませんが。

○ 折出委員長

運営要綱が未着の状態ですので。

○ 野口委員長代理

わかりました。調査期日には来ていただく方がいいので、次回期日に控えておいてもらう方がいいですか。次回は呼ばないでおきますか。

○ 折出委員長

今回は必要ないです。事実確認の第一歩は、関係の方の意見陳述を受けないといけません。

○ 野口委員長代理

事実を調査するときには一緒におられた方がいいので、そういう意味では入っていただく方が。議決権はありませんが、事実の調査という面ではやりやすいと思います。

○ 折出委員長

規則にもありましたが、関係者を出席させることができるとありますので、それに基づいて要請しておきますか。

○ 野口委員長代理

そうしないと、自分の聞いていないことを調べるというのは難しいですから、当然、ご本人たちがどう言っているかを調査員に聞いてもらわないといけないので、議決権はありませんが、聞いてもらうだけ聞いていただいた方がいいと思います。

○ 春日井委員

具体的な調査の場面に出向いてというよりも、次回のこうした場に参加していただいて、内容も含めて協議してもらおうという趣旨ですか。

○ 野口委員長代理

次回が駄目なら次々回でも。

○ 折出委員長

気になるのは、手順がどうかということです。この4名の方という合意をして、来ていただく方がいいと思います。

○ 春日井委員

私たちが具体的に誰に対してどのような調査をするのかを次回確定するわけですから、その次に調査員ということになります。

○ 折出委員長

具体的に調査に入る前に来てもらいましょう。そういう段取りを踏ませていただきます。あと、それぞれいただいた論点については、特段、委員長でまとめることなく、皆さまにほぼ同意いただけることですし、例えば、春日井委員がうまくまとめられたこともありますし、要は、再発防止である、この事案の調査を通してどういう改善なり対応を当委員会として提言できるかということも必要になるということ。また、最後に藤木委員がおっしゃられたように、どういうふうな着地の方向になろうとも、Aさんの側から見るか、Bさんの側から見るかで論点が出てくるのは必定なので、我々が可能な限り、これまでの経験や、それぞれの専門性を活かして、事実の中にある真実を見極めながらセレクトしていく、ということに徹するということがよろしいでしょうか。

○ 春日井委員

一点だけ、補足なんですけど、この事案は、当事者が小学生ですので、保護者の方の関わりがいろんなところで見られて、したがって、保護者の関係の課題も散見されるケースであると思います。ただ、保護者の関係改善を先行するのではなく、そこへの近道はやはり、

今、まとめていただいた当事者間の事実関係を丁寧に読み解いていく中で、そのことを双方の保護者の方、関係する保護者の方にきちっと理解していただく、お伝えをしていく、あるいは、そのために必要であればヒアリングをすとかいう形で、当事者の中に、子どもを中心にしながら、保護者のことも少し念頭に入れた取り組みを、この件については意識しておいた方がいいかと思います。

○ 野口委員長代理

ちょっとそれには少し意見がありますが、次回にします。

○ 折出委員長

それでは、当面の当委員会の重要視する狙いや、調査の基本的な進め方や観点、調査委員に依頼する必要があるという合意は確認がありましたので、これで第1回目としては、終わりにしようと思います。

〔日程調整〕

○ 折出委員長

次回期日を確認します。

7月8日（水）9時から11時で、場所は追って事務局から連絡があります。

これが第2回です。運営要綱について、ご意見を用意してください。

○ 野口委員長代理

事前に用意しておいた方がいいですか。

○ 折出委員長

意見があれば、事務局に送っておいていただいて。

○ 事務局（大田）

皆さま意見をまとめてお送りすればいいですか。

○ 折出委員長

その都度でなく、少しまとまってからで結構です。

○ 事務局（樋口）

わかりました。

- 折出委員長  
配信する前に、内容を確認させてください。
- 事務局（樋口）  
わかりました。
- 事務局（大田）  
今回は公開でよろしいですか。
- 折出委員長  
運営要綱については公開です。
- 野口委員長代理  
今回は関係者の呼び出しがないですから、個人の調査の関係までいくかわかりませんが、公開ですね。
- 折出委員長  
次からの調査の仕方を議論しましょう。まずは当事者からの聞き取りになる可能性が高いので、そこで具体的にどうするかを決めましょう。  
先々の委員会を設定する日を段取りですが、あらかじめ事務局に連絡しておいてください。
- 野口委員長代理  
全部空けておくのも難しいので、次回に決めてしまいましょう。
- 事務局（大田）  
次回期日の前にスケジュールをいただいております、今回のようにお示しさせていただきます。
- 野口委員長代理  
8、9月ぐらいならできます。
- 折出委員長  
8月、9月でご準備いただけますか。

○ 事務局（樋口）

わかりました。

○ 折出委員長

以上で、本日の議題については、皆さまにご協力いただきまして、ほぼ着地できました。委員の方、他に何かございますか。事務局からはよろしいですか。

それでは、本日の会議を終了します。ありがとうございました。